

「玉掛け技能講習」「クレーン運転業務特別教育」セット講習のご案内

つり上げ荷重が5トン未満の天井クレーンやケーブルクレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ等、クレーンの運転の業務に就くには、労働安全衛生法第59条第3項（特別教育の実施）、労働安全衛生規則第36条第15号（特別教育を必要とする業務）により、特別教育を行わなければならないと定められております。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「クレーン運転業務特別教育」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 開催日時・場所 第1コース 受付 午前 7時45分 開講 8時
第2コース 受付 午後 12時45分 開講 13時

開催日	年間(R6.4.1～R7.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 受講資格・受講料等

	受講資格等	所要日数	学科	実技	受講料	テキスト代
第1コース	玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育を併せて受講される方 (講習時間は上段玉掛け、下段クレーン)	5日	12時間	7時間	39,600円	無料
			7時間	4時間		
第2コース	①移動式クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了された方 ※上記①・②のいずれかに該当される方は、玉掛け技能講習について免除科目があります。	5日	9時間	6時間	37,400円	
			7時間	4時間		

3. 受講申込み等

- (1) 申込先 (一社) 松本労働基準協会
松本市大字島内 3427-51 TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388
- (2) 提出書類

受講申込書	お申込は先着順となります。先に当協会へFAXし、その後郵送願います。受講料の支払方法等は、後日FAX致します。
写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚	受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)
第2コース	修了証の写し

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品・その他(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着、安全な靴、軍手、ヘルメット(ある方は持参して下さい。)、電卓
長めの靴下(ズボンの裾を入れるため)、雨具、印鑑(修了証交付時に使用)

・「人材開発支援助成金」についてのお問い合わせ

〒380-0935 長野市中御所 1-22-1 長野労働局 職業安定部 職業対策課
電話 026 (226) 0866

【セット講習】

玉掛け技能講習 クレーン運転の業務特別教育

受講申込書

受付年月日	令和 年 月 日
受付番号	第 号
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 次のとおり受講申込みいたします。	
申込み 令和 年 月 日	
ふりがな	
氏名	(旧姓・通称名)
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 歳
現住所	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡
	電話 携帯電話 FAX
勤務先	会社名
	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡
	所在地 電話 FAX
資格等の有無	所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証あるいは修了証の写しを貼付けて下さい。 所持されていない方は「無」の欄に☑を記入して下さい。
	<input type="checkbox"/> 移動式クレーン運転士免許 <input type="checkbox"/> デリック運転士免許 <input type="checkbox"/> 揚貨装置運転士免許 <input type="checkbox"/> 小型移動式クレーン運転技能講習修了 <input type="checkbox"/> 無
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	飯田 松本 入校通知送付先 勤務先 現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。
時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。
また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下の欄は当所で記入します。

種目	入校日	修了日	修了証番号
玉掛け			
クレーン運転			
受講料	教材費	記事	

免許証等（写） 貼付欄

- * 修了証の写しは必ず、表裏の複写を貼り付けて下さい。
- * 該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証（写）を添付してください。

【玉掛け技能講習】

【クレーン運転の業務特別教育】 セット講習 標準時間割

実施場所
(一社)中部労働技能教習センター

クレーン運転特 【2日間】	玉掛け 第1コース【3日間】	玉掛け 第2コース【3日間】
学科 7時間 実技 4時間	学科 9時間 実技 6時間	学科 12時間 実技 7時間

7時45分～受付 8時講習開始

玉掛け技能講習

1 日 目	時 間	講習科目	講習時間	
	8 : 00 ~ 11 : 10	玉掛けに必要な力学に関する知識	3.0	学科 3時間
	11 : 15 ~ 12 : 15	クレーン等の運転のための合図	1.0	実技 1時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 14 : 00	クレーンに関する知識	1.0	学科 4時間
	14 : 05 ~ 17 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	3.0	

移動式クレーン運転士免許所持の方、又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者は受講免除

玉掛け技能講習

2 日 目	時 間	講習科目	講習時間	
	8 : 00 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	4.0	学科 5時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 14 : 00	関係法令	1.0	
	14 : 10 ~ 15 : 10	学科修了試験		

玉掛け技能講習

3 日 目	時 間	講習科目	講習時間	
	8 : 00 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛け(質量目測含む)	4.0	実技 6時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 15 : 00	クレーン等の玉掛け(質量目測含む)	2.0	
	15 : 15 ~	実技修了試験		

クレーン運転の業務特別教育

4 日 目	時 間	講習科目	講習時間	
	8 : 00 ~ 11 : 10	クレーンに関する知識	3.0	学科 7時間
	11 : 15 ~ 12 : 15	原動機および電気に関する知識	1.0	
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 15 : 05	原動機および電気に関する知識	2.0	
	15 : 10 ~ 16 : 10	関係法令	1.0	
16 : 15 ~ 16 : 45	学科修了試験			

クレーン運転の業務特別教育

5 日 目 ※	時 間	講習科目	講習時間	
	8 : 00 ~ 9 : 00	クレーンの運転のための合図	1.0	実技 4時間
	9 : 00 ~ 12 : 15	クレーンの運転	3.0	
	12 : 15 ~	修了式		
	13 : 00 ~ 14 : 00	クレーンの運転のための合図	1.0	実技 4時間
	14 : 00 ~ 17 : 15	クレーンの運転	3.0	
	17 : 15 ~	修了式		

※松本会場のみ限定

(5日目の対応について)

受講人数が15名を超える場合は、5日目の実技を2班編成で実施します。

実技を8時から開始する班と、13時から開始する班に分けます。よって、5日目のみ開始時間が班編成によって異なることがあります。

※飯田会場で受講される方は、AM8時開始となります。

松本会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の「受講にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)			3~8 (月~土)				21~26 (月~土)				9~8 (月~土)	
	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~金)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		7 (火)		26 (金)			9 (月)	18 (金)			24 (金)	21 (金)
技能講習	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		1~2 (水~木)		29~30 (月~火)				5~6 (火~水)		29~30 (水~木)		
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	18~19 (木~金)	23~24 (水~金)	12~13 (水~木)	4~5 (水~金)	5~6 (月~火)	13~14 (金~土)	28~29 (月~火)	14~15 (水~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (水~木)	27~28 (水~金)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習+5t掛付け技能講習 セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
特別教育	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	15~18 (月~木)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木)	1~4 (月~木)	7~10 (水~土)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	11~14 (月~木)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金)	24~27 (月~木)
	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)		7~10 (火~金)						18~21 (月~木)			17~21 (月~金)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)	1~5 (月~金)	22~26 (月~金)	24~28 (月~金)	16~20 (火~土)		26~30 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)			6~10 (月~金)	
特別教育	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	11~12 (木~金)	16~17 (水~金)	20~21 (水~金)		22~23 (水~金)	26~27 (水~金)		7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	10~12 (月~水)		18~19 (火~水)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)		4/30~5/1 (火~水)	14~15 (金~土)			5~6 (水~金)		10/31~11/1 (水~金)	25~26 (水~木)	3~4 (月~火)		
	ローラー運転	24~25 (水~木)						2~3 (月~火)			30~31 (水~金)		
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)			10~11 (月~火)				30~31 (水~木)					5~6 (水~木)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)		27~28 (月~火)				26~27 (月~火)				24~25 (火~水)		6~7 (水~金)
	巻上げ機(ワインチ)			10 (月)			21 (水)				20 (金)		
安全衛生教育	フルハーネス型墜落制止器具使用作業			10 (水)				15 (火)				10 (月)	
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			24 (月)					19 (火)				
	はい作業従事者安全衛生教育						24 (火)						

長野会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の「受講にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	1~5 (月~金)	7~11 (火~土)	3~7 (月~金)	1~5 (月~金)	7/29~8/2 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)	10/28~11/1 (月~金)	2~6 (月~金)	6~10 (月~金)	10~14 (月~金)	3~7 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		8 (月)		10 (月)		8 (水)	7 (月)		9 (月)		21 (金)		
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	15~16 (月~火)		26~27 (水~木)					15~16 (火~水)			27~28 (月~火)		
技能講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	11~12 (木~金)	1~2 (水~木)	11~12 (火~水)	17~18 (水~木)	6~7 (火~水)	17~18 (火~水)	9~10 (水~木)	7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	16~17 (木~金)	17~18 (月~火)	17~18 (月~火)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※長野会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。												
	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)			17~20 (月~木)										24~27 (月~木)
特別教育	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)	17~18 (月~金)	13~17 (月~金)	22~26 (月~金)	22~26 (月~金)	21~22 (水~木)	9~13 (月~金)	17~18 (水~金)	11~15 (月~金)	16~17 (月~火)	20~24 (月~金)	19~20 (水~木)	10~14 (月~金)	
	ローラー運転			13~14 (木~金)			24~25 (火~水)					26~27 (水~木)		
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)			19~20 (木~金)			19~20 (木~金)						19~21 (水~金)	
特別教育	フルハーネス型墜落制止器具使用作業		21 (火)		16 (火)				19 (火)		29 (水)		28 (金)	

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くこととなります。